

岐阜市美容師法施行条例

平成21年12月16日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出張美容の届出)

第2条 市内で出張美容（法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は出張美容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出をすべき者が、正当な理由がなく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(出張美容消毒設備等の検査及び確認)

第3条 前条第1項の規定による届出をした者は、出張美容に使用する布片、器具その他を専用に消毒する機械器具又は設備（以下「出張美容消毒設備等」という。）について市長の検査を受け、法第8条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由がなく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張美容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。

(公表)

第4条 市長は、第2条第3項及び前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(出張美容等の立入検査)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第8条の措置の実施状況を検査させることができる。

- 2 前項の職員は、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第28条に規定する環境衛生監視員とする。

3 第1項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第6条 第3条第1項の規定により検査を受ける者は、岐阜市手数料徴収条例（平成12年岐阜市条例第11号）の定めるところにより手数料を納入しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間に美容師が行う出張美容についての第2条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から起算して30日以内に」とする。

(岐阜市手数料徴収条例の一部改正)

3 岐阜市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第4中32の項を33の項とし、17の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、16の項の次に次のように加える。

17 岐阜市美容師法施行条例（平成21年岐阜市条例第49号）の施行に関する事務	岐阜市美容師法施行条例第3条第1項の規定に基づく出張美容消毒設備等の検査	出張美容消毒設備等検査手数料	1件につき	7,000円	
---	--------------------------------------	----------------	-------	--------	--